

要請書

令和 5 年 11 月 7 日

全国土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会

要　請　書

現在、国際社会は、地球規模の異常気象、新型コロナウイルス、ロシアのウクライナ侵略、世界的な物価高騰など、歴史を画するような様々な問題に直面している。

また、我が国の農業・農村も、人口減少の波が都市に先行して強く押し寄せ、農業従事者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理や営農の継続が困難になるなど、様々な問題に直面している。さらに、燃料価格の上昇に伴う電力料金の高騰は、用排水機場等を管理する土地改良区にとって死活問題となっている。

命を支える食料の確保は、国内外の情勢いかんにかかわらず後回しにできない国民ニーズであり、食料安全保障の確立の観点から、我が国の食料生産を支える農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。

そのためには、食料・農業・農村基本計画、土地改良長期計画及びみどりの食料システム戦略の実現に向け、農地の大区画化・汎用化等の整備とその集積・集約化、スマート農業やGXの展開に向けた基盤整備、農業水利施設等の維持・更新を適時適切に行い、農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくことが極めて重要である。加えて、ため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、豪雨や地震が頻発しており、国民の生命と財産を守るためにも、洪水被害防止対策やため池の耐震化などの農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靭化が極めて重要である。

令和4年9月、政府は、農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していくため、制定後約20年を経て初めて、その見直しに取り組み、令和5年度中の改正案の国会提出も視野に検討を進めている。

土地改良に関する制度については、平成29年、30年、令和4年に土地改良法が改正され、また、令和元年に「農業用ため池の管理

及び保全に関する法律」が、令和2年に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」がそれぞれ施行され、諸課題に対応するための措置の充実が図られてきたところであるが、基本法の検討に合わせて更に必要な見直しや施策の拡充を行い、農業・農村の振興を図っていくことが極めて重要である。

このような状況の中、水土里ネットには、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代に継承していく責務がある。併せて、国民の生命と財産を守るために、農村地域の防災・減災対策等の国土強靭化を継続的に推進していくことが求められている。このため、水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を最大限に発揮すべく、引き続きその体制強化を図っていく必要がある。

土地改良関係予算については、「闘う土地改良」の旗印の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、令和4年度第二次補正予算、令和5年度当初予算を合わせて、全国の要望を満たす6,134億円を確保することができた。水土里ネットは、この予算を活用し、農業・農村の発展に向け、国が示した農政の展開方向を踏まえ、男女共同参画を推進しつつ積極的な貢献を果たしていく覚悟である。

全国の水土里ネットは、培ってきた経験と技術を活用し、「闘う土地改良」のスローガンの下、一致団結して、次の事項の実現を図ることを国に要請する。

記

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること。
- 二 食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、次の観点に留意して必要な規定を盛り込むとともに、関連する制度や事業・支援の一層の充実を図ること。
 - (一) 農業の競争力強化や、国産農産物の増産による輸入農産物からの置換え等を図っていくため、「農地の区画の拡大」や排水改良による「水田の汎用化」が引き続き重要であること。
 - (二) 農業用水を安定的に確保するため、「農業用用排水施設の機能の維持増進」が引き続き重要であり、さらに、頻発する突発事故等を踏まえ、「農業生産の基盤の整備」に加えて、農業生産の基盤の保全管理が重要となっていること。
 - (三) 豪雨災害や大規模地震のリスクを踏まえ、農業・農村の防災・減災対策の強化が重要となっていること。
 - (四) 中山間地域等直接支払のみならず、基本法制定後に法定化された多面的機能支払が、農地・農業用水の維持等を図る上で重要な役割を果たしていること。
 - (五) 農業の生産基盤の整備及び保全管理に関する技術の開発及び普及が重要であること。
 - (六) 土地改良区は、食料生産に不可欠な農地・農業用水の整備及び維持管理という公共的役割を果たしており、食料安全保障の強化に向けて、運営体制の強化を図る必要があること。
- 三 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めること。また、災害対応のデジタル化など、事務手続の効率化等に向けた取組を推進すること。

- 四 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入を促す農地整備を引き続き推進すること。
- 五 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を引き続き推進するとともに、燃料価格や電力料金が高騰する状況下においても安定的な用水供給等が可能となるよう対策を推進すること。
- 六 ICT、AI等の先進技術を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進すること。
- 七 中小規模の土地改良区を対象とした合併など、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 八 流域治水の取組推進に当たっては、関係する農業水利施設の管理者や田んぼダムに取り組む農業者に過度な負担や責任が生じないよう配慮すること。
- 九 水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う水田の畠地化を進めるに当たっては、現場の実情を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずること。
- 十 上記事項の推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

要請者名簿

全国土地改良事業団体連合会

会長 二階 俊博
副会長 山崎 正昭、義經 賢二

都道府県土地改良事業団体連合会

北海道	会長	菊地 博
青森県	会長	野上 憲幸
岩手県	会長	高橋 隆
宮城県	会長	伊藤 康志
秋田県	会長	高貝 久遠
山形県	会長	佐貝 全健
福島県	会長	齋藤 善平
茨城県	会長	葉梨 衛
栃木県	会長	佐藤 勉
群馬県	会長	熊川 栄
埼玉県	会長	三ツ林裕己
千葉県	会長	森 英介
東京都	会長	山下 奉也
神奈川県	会長	間宮 恒行
山梨県	会長	内藤 久夫
長野県	会長	藤原 忠彦
静岡県	会長	伊東 真英
新潟県	会長	帆苅 謙治
富山県	会長職務代理者	中川 忠昭
石川県	会長職務代理者	副会長 梶 文秋
福井県	会長	山崎 正昭

岐阜県	会長	藤原 勉
愛知県	会長	中野 治美
三重県	会長	末松 則子
滋賀県	会長	家森 茂樹
京都府	会長	田中 英夫
大阪府	会長	北島 政夫
兵庫県	会長職務代理者	副会長 井上 英俊
奈良県	会長	奥野 信亮
和歌山県	会長	二階 俊博
鳥取県	会長	榎本 武利
島根県	会長	楫野 弘和
岡山県	会長	石井 正弘
広島県	会長	木山 耕三
山口県	会長	北村 経夫
徳島県	会長	岡本 芳郎
香川県	会長	宮本 欣貞
愛媛県	会長	篠原 実
高知県	会長	池田 洋光
福岡県	会長	高木 典雄
佐賀県	会長	田島 健一
長崎県	会長	古川隆三郎
熊本県	会長	竹崎 一成
大分県	会長	義經 賢二
宮崎県	会長	宮原 義久
鹿児島県	会長	宮路 高光
沖縄県	会長	古謝 景春